

## 書評

滋賀秀三著

## 中國法制史論集——法典と刑罰——

川村 康

本書は、『中國家族法の原理』（一九六七年）、『清代中國の法と裁判』（一九八四年）など、中國法制史研究者のみならず法制史研究者ならびに東洋史研究者一般にとって必讀の成果を發表してきた滋賀秀三氏の新著である。その課題は、副題が示すように、第一に前近代中國の法典についての、第二に刑罰についての通史的敘述である。法典と刑罰が法制史研究者にとって中心的な研究対象であることは言を俟たないが、こと中國法制史研究については、これらについての通史的著作に乏しいことが長年の間痛切に感じられてきた。法典に關しては最近に至るまで淺井虎夫『支那ニ於ケル法典編纂ノ沿革』（一九一二年）、刑罰に關しては一九七〇年代初頭まで仁井田陞『支那に於ける刑罰體系の變遷——特に自由刑の發達——』（一九三九年。のちに「中國における刑罰體系の變遷——とくに「自由刑」の發達——」と改題、『中國法制史研究 刑法』に收録）が、わが國ではほとんど唯一の依據すべきものであり續けてきた。本書の存在は、この状態にひとつの區切りをつけるものとして大きく評價されるべきである。

本書の各章節の標題を初出年とともに挙げれば、以下の通りである。

## 概説篇

## 序章

中國法の基本的性格（一九七四年）

## 第一章

法典編纂の歴史（書き下ろし）

## 第一節

## 總論

## 第二節

戰國・秦・漢——原始律令期（法源の増殖）

## 第三節

魏・晉・南北朝——眞正律令形成期（法源の整頓）

## 第四節

隋・唐前半——律令古典期

## 第五節

唐後半・五代——律令變形期 その一

## 第六節

宋——律令變形期 その二

## 第七節

遼・金・元、「附」西夏——異民族王朝

## 第八節

明・清——律、例、典の時代

## 第二章

大清律例をめぐって——「附」會典、則例、省例等

（一九七四年）

## 第三章

刑罰の歴史（一九七二年）

## 第四章

法制史の立場から見た現代中國の刑事立法——斷想的所見——（一九八三年）

## 考證篇

## 第五章

曹魏新律十八篇の篇目について（一九五五年）

## 第六章

漢唐間の法典についての二三の考證（一九五八年）

## 第七章

再び魏律の篇目について——内田智雄教授の批判に答えて——（一九六一年）

## 第八章

唐代における律の改正をめぐる一問題——利光三津

夫・岡野誠兩氏の論考に寄せて——（一九八一年）

## 第九章

唐の律疏と現存の唐律疏議——日本明法家の傳えた佚文を通じて律疏の原形を考える——（書さ下ろし）

## 第十章

武威出土王杖十簡の解釋と漢令の形態——大庭脩氏の論考を讀みて——（一九七七年）

## 第十一章

中國上代の刑罰についての一考察——誓と盟を手がかりとして——（一九七六年）

## 第十二章

前漢文帝の刑制改革をめぐる——漢書刑法志脱文の疑い——（一九九〇年）

## 〔附録〕

論文批評 張建國著「前漢文帝刑法改革とその展開の再検討」（一九九八年）

## 附録篇

## 第十三章

「課役」の意味及び沿革（一九四九年）  
唐律令における「婦人」の語義——梅村惠子氏の批判に答えて——（一九八〇年）

## 第十四章

律令官制における官職の「行」と「守」

## 第十五章

唐制における官職の行・守をめぐる——律令研究會編『唐律疏議譯註篇一』に對する池田溫氏の書評への回答——（一九八二年）

## 第二節

唐の官制における敘任と行・守——槻木正氏に答える——（一九九〇年）

本書の二つの課題を展開する概説篇の内容を、それと對應して

併讀すべき考證篇の章番號を示しつつ、評者なりに要約しておきたい。なお、第一章については、滋賀氏自身による概要が「中國における法典編纂の歴史——新著刊行の報告——」（『日本學士院紀要』五八卷一號、二〇〇三年）として發表されているので、併せて参照されたい。

本書が法典と刑罰をふたつながら課題とする理由は序章を通して示される。前近代中國法の本質は專制君主が官僚を通じて全人民を支配する意思的命令であり、その主たる内容は行政上の組織・規則および刑法である。その目的である人民の善導は刑罰という外的強制手段によって達成されるため、法は刑罰を中核として發達した。法典と刑罰は不可分の一體なのである。

法典についての通史的敘述は第一章・第二章に展開され、現代法との關連が第四章で述べられる。法典通史の難解さは、それが無味乾燥で煩瑣な事項の羅列に陥ることから生ずる。それを避けるための指針として、本書は三つの分析項目を立て、法典に關する時期区分はこれらに即して行われる。第一章第一節はそれらの概要を述べる。すなわち、法の三レベル構造、律令の特徴、法と例の對比、である。法の三レベル構造は帝制時代中國の法體系の觀察枠組みである。第一のレベル「基本法典」は體系的編成のもとに基本的事項を定めた頻繁には變わらない法典、第二のレベル「副次法典」は單行指令の集積から將來とも法として維持すべき要素を抽出して條文化した法典、第三のレベル「單行指令」は皇帝の意思として必要に應じて隨時發出される個別的命令である。法としての定着度は基本法典がもっとも強く、單行指令がもっとも弱い、法としての效力の優先度は逆に單行指令がもっとも強

く、基本法典がもつとも弱い。律令の特徴はすなわち基本法典の特徴であり、三點に集約される。第一の「刑罰・非刑罰の二本立て」は刑法典である律と行政の組織・執務準則の基本を定める令とからなること、第二の「一時期に唯一の律令」は律・令の名をもつ法規はすべて同時に制定されること、第三の「部分的改正を加えない」は律・令に改正の必要が起これば新たな法典が編纂されて従来のものは廢止されることである。法と例の對比はすなわち副次法典と單行指令の特徴である。單行指令は立法的單行指令と處分的單行指令とに分けられる。前者の集積から法としての要素を抽出した副次法典は、その編纂に際して要素を抽出され、あるいは使用されなかったものを「検討済み無効」とする役割をもつ。後者は援用者を待つて先例として檢索活用されるが、法としての地位を獲得することはなく、例として集積が續けられてゆく。副次法典が編纂されずに單行指令の集積が續いてゆけば、前者も例の集積の裡へと沈んでゆく。

第一章第二節の戰國から秦漢に至る原始律令期では、基本法典でも副次法典でもない副次法典的な法典と單行指令とが集積された。戰國秦には六篇の律が刑法典として存在し、前漢宣帝期には九章律が法律家としての經書として成立したが、それ以外にも多數の律篇・律條が併存した。單行指令を編纂した令も多數併存した。律は行政的な内容も含み、律・令を刑罰・非刑罰の觀點から分けることはできない。漢代の令については第十章を併せ讀むべきである。

第一章第三節の魏晉南北朝すなわち眞正律令形成期では、漢代までに集積された法源が體系的に整理され、基本法典と律令の特

徴が確立された。三國魏の新律十八篇は基本法典の確立と律令の第二・第三の特徴を、西晉の泰始律令は律令の第一の特徴を實現した。南朝は基本的に泰始律令を繼承し、北朝はそれを出發點として律令の改纂を進めた。三國に特有の小法典である科については第六章一、新律十八篇とその篇目については第五章・第七章、泰始律への注釋の成果については第六章二を併せ讀むべきである。

第一章第四節の隋から唐代前半に至る律令古典期では、法の三レベル構造が確立し、法典編纂の流れの收束點である律令格式がそろつて機能した。魏晉南北朝以來の度重なる改定の結果、體系的にきわめて整つた基本法典である律令は容易に動かしえなくなつた。ここでは、内容において律令と抵觸し、效力において律令に勝る副次法典としての格が、律令を動かさないままに現實の法を變える機能を擔つた。式は律令運用上の細目的な規定を集成した編纂物である。唐の律・律疏については第八章・第九章、格式については第六章三を併せ讀むべきである。

第一章第五節・第六節の唐代後半から宋代に至る律令變形期では、副次法典が重層的に肥大化するとともに、法と例の對比が明確になつた。律令格式の編纂は開元二十五年が最後で、これ以後は副次法典たる格も不動のものとなつた。ここで法の變動の機能を擔つたのは再副次法典としての格後敕であり、五代の後唐・後晉・後周ではその後身として編敕が編纂された。これと並んで、律條に關連する令・格・式・制敕の條項を附す形式の法典も作られた。唐代後半の大中刑律統類は私撰の書であつたが、後唐はこれを國家の法典に格上げして同光刑律統類を作り、後周の周刑統は基本法典としての位置づけをもつた。宋は周刑統を改訂して基

本法典たる宋刑統を作り、副次法典たる編敕を繰り返し編纂した。宋の法制は宋刑統・編敕・令・式でじまつたが、神宗朝に編敕の流れから敕令格式が誕生した。敕は、宋刑統に吸収された唐律を基本法典とする、副次法典たる刑法典である。令は唐代の令と性格を共通にするが、編敕から分化した附令敕が、唐から繼承された令・式を吸収したものである。格は一定の要件に對應する效果や該當する事物を記したもので、式は各種の公文書の書式を法定したものである。副次法典である敕が刑法典としての體裁を固めるに従つて、さらに再副次法典が必要となり、南宋に隨敕申明が登場した。また、地域・官廳・行政分野ごとに、その效力において一般法に優先する特別法典が作られた。副次法典の重層的肥大化は中國での法典編纂の體質的な結果であり、膨大な特別法典の編纂にはあらゆる行政分野を明文の法で規制しようとする執念が見える。處分的單行指令の集積が例として檢索活用され、法と例との對比關係が認識されとともに、例を用いて法を破る弊害が指摘されたのも宋代の特徴である。刑事司法分野ではその弊害を最小限に押さえるために斷例が編纂されたが、これは例の編纂物であつて法典ではない。

第一章第七節の遼・金・元すなわち異民族王朝では、法の三レベル構造が失われ、例の集積を唐律が裏打ちするようになった。遼では條制が編纂されたが、基本的には契丹人をその慣習、漢人を律令によつて規制する二元的統制が行われた。金の制は複数のものが併行し、單行指令とも併行關係にある暫定的な法典で、その編纂と運用の過程では唐律が刑法の一般原則を體現した。泰和律令はこの二重構造を解消すべきものであつたが、副次法典の考

えも、單行指令との關係も不明確であつた。元の法制には單行指令しか存在せず、例あつて法なしという狀況が続いた。建國と同時に泰和律の行用が禁止され、大德律令も草案のまま立ち消えとなつた。基本法典は作られず、唐の律・律疏がその空隙を埋めた。至元新格は行政の主要分野を対象に執務上の指針を與える小法典にすぎず、大元通制とそれを改定増補した至正條格は私撰の元典章と同様に單行指令を類別して編纂した例の編纂物であり、副次法典ではなかつた。

第一章第八節・第二章の明清すなわち律・例・典の時代では、法の三レベル構造は回復したが、律令の第一の特徴は失われたまでであつた。洪武元年に律とともに頒行された明令は律と一體をなす司法の準則であり、明律は洪武三十年に至つて基本法典として確定した。しかし單行指令が例として蓄積される狀況は續いた。永樂帝以後は新帝即位のたびに從來の單行指令を一括して廢止する措置が取られ、弘治帝に至つて有用な例を選別して條文の體裁で編纂した問刑條例が頒布された。例から法に轉化した問刑條例は律を基本法典とする副次法典であり、清には條例の名で繼承された。刑事司法分野に限つてではあるが、法の三レベル構造がここに再興された。先例の働きは清代雍正期以後にふたたび顯著となり、成案が私撰の書として盛んに刊行された。一般行政分野では單行指令の基本部分を法典に編纂することはなく、諸司職掌とその後身の會典は、唐の六典の流れを汲んだ、官廳の組織と職務の便覽であつた。清代乾隆期以降には、國政全般を扱う會典のほか、中央政府部局・特定政務ごとの先例集である則例、地方ごとの先例集である省例が作られたが、これら規則・先例集も例の

編纂物であり、排他性と絶対性をもつ法典ではなかった。

清末の近代法導入期以降は、第二章の「清末民初のこと」と第四章で簡単に述べられる。第四章は、第一章が扱わなかった前近代中國の法典の内容的特徴の一端にも觸れている。一九七九年に制定公布された中華人民共和國刑法・刑事訴訟法は、刑の規定形式が絶対的法定刑から相對的法定刑へ、證據主義が口供主義から衆證主義へと變更された點で、前近代中國の律と根本的に區別される。にもかかわらず、共犯の類型、類推適用による處罰の容認、執行猶豫附きの死刑、自殺誘起者の處罰、判決の確定性の弱さ、實體的眞實主義などの點で、それらは律の發想を繼承している。それを硬直的な繼承ととらえることは許されないが、過去との關連を否定して考えることも意味をなさない。

刑罰についての通史的敘述は第三章に展開される。本章は基本的に一九七二年に發表されたものであるが、今でも刑罰通史の基本的著作であり續けている。本章を貫く認識は刑罰制度も社會・經濟體制の變遷につれて變化するということであり、その眼目は、肉刑の中心の性格を追放としたこと、ならびに仁井田氏が自由刑とした前近代中國の刑罰の中核をむしろ強制勞働刑であると指摘したことにある。

上代については第十一章を併せ讀むべきである。太古の刑罰は戰時においては死刑、平時においては共同體からの追放であった。追放は共同體の自律性が薄れるにつれて効果を失い、春秋時代では死刑と、身體を毀傷する肉刑が刑罰體系の中心となった。しかし、受刑者の社會からの除外を、死刑はより直接的な方法で、肉刑はより緩和した形で實現する點で、これらは追放と理念を同じ

くする。肉刑の執行は民事上の死を意味したが、恩惠的にはじめられた受刑者の役使が、經濟的利用價值が認識されて一般化した。春秋時代には身を沒した奴隸とする刑罰もあったが、賤役への終身的就勞を伴うようになった肉刑は、これと極めて近似的關係に置かれるようになった。戰國時代とその前後を通じて官僚制的領域國家の成長につれて、刑罰の機能は惡人の排除という社會防衛的な消極的機能から、社會をよりよく秩序立てるための統制の手段という積極的機能へと變わっていった。ここに、致命的でなく輕重が加減できる刑種、すなわち有期の強制勞働刑の必要が生じてきた。

秦漢については第十二章・附録を併讀すべきである。前漢初期までは、肉刑と不定期の強制勞働刑とが組み合わされ、あるいは後者が單獨で執行されていた。前漢文帝の刑制改革は肉刑を廢止して強制勞働刑を有期化し、ここに肉刑から強制勞働刑への移行過程が一段落を告げた。刑徒が就かせられる官役は、官有の奴婢や徵發された一般人民も就かせられるものであった。魏晉南北朝では、南朝には基本的に漢制が繼承され、北朝では徒・流が出現し、鞭・笞が徒・流への附加刑および輕い犯罪への刑罰としてあらわれた。

唐の律令では徒刑は有期の強制勞働刑で、服役者の待遇は官奴婢の境遇と類似していた。流刑は異地へ押送して有期の強制勞働を科す刑罰で、強制勞働の終了後、受刑者は當地の住民となり、原則として一般人と差別されなかった。安祿山の亂以後は、流刑の基本概念が變わって恩赦や一定年限の後に歸還を許される事例があらわれ、自給自足經濟から貨幣經濟への進展につれて徒刑の

強制労働も行いにくくなった。

宋代では唐律の五刑が繼承されたが、折杖法の読み替えによって流刑の強制移住は消滅し、強制労働も徒刑については消滅した。宋王朝の支配が確立すると、遠隔地に押送して地方官廳の監察下に置くが日常生活は一般人と異ならない編管・羈管、廂軍に編入し雜役に驅使する配軍が生じた。これらは無期刑であるが、恩赦による放免が多かった。唐代後半以来の社會・經濟の變動につれて無償の徵發労働は經濟性を失い、受刑者の労働力を吸収する機能をもちうるのは軍隊という名の雜役集團だけとなったのである。金と元の初期にも折杖法類似的の読み替え規定があり、元代初期には刑罰は死刑と杖刑だけとなったが、のちに杖刑への附加刑として徒・流が復活した。

明律も唐律の五刑を基本としたが、徒刑は家郷から離れた鹽場や鐵冶で特殊身分である竈戸と同様の労働に所定の期間就勞させるものとなった。流刑は宋代の編管の流れを汲み、荒蕪・瀕海の地に安置するだけで強制労働は科さなかった。配軍の流れを汲む充軍は屯田方式による軍隊に編入するもので、受刑者はこれも特殊身分である軍戸と同様の扱いを受けた。軍戸が民戸化し、竈戸も賃金労働者と化してゆくと、徒刑・充軍の實態も變質した。明律を踏襲した清では、徒刑は當初は驛遞での役使であったが、のちに省内の他州縣への有期の流謫となり、流謫中の生活は自活にまかされた。充軍も流刑と異ならず、受刑者の行動も事實上自由で、無期刑ではあるが恩赦による歸還が期待できた。充軍が事實上流刑と同質化すると、邊境への流謫である發遣が加わった。發遣の受刑者は軍隊の監督下で屯田を耕し、または官廳の監督下で

公共の雜役に使われた。

清末の法制改革で習藝所が設置され、大清刑律草案が徒刑を監獄に監禁して法定の勞役に服するものとするまで、中國には近代刑務所で執行される近代的自由刑は存在しなかったのである。

概説篇の要約だけでかなりの紙幅を費やしてしまった。このように重厚かつ緻密で完成度の高い著作から瑕瑾を見つけたて檢討するほどの力量は評者にはないので、本書から得た着想と印象を記すことで責めを塞ぐこととしたい。

本書から得た着想は、第一に、例と法律學との關係である。漢代の法律學は九章律を經書とする注釋として發達したが、その注釋の作成に際して念頭に置かれたのは、まったく架空の抽象事例だけではなくである。注釋を附する作業の過程のなかで高度に抽象化されたとしても、根據の何程かは事案處理の記錄の著積から取られたに違いない。睡虎地秦簡の法律答問が下層實務家の營みの集約の上に成り立ったものならば、學問的により高度な九章律の注釋も、決事比というより高級な實務家の營みの集約をひとつのよりどころとしていたと考えるであろう。そして宋代の省記や清代の幕友祕本のような私的な例の編纂物は、部局・官僚・胥吏など、どのレベルでも時代を通じて作成され、實務上活用されただけでなく、法律學にも利用されていたに違いない。それはまた、泰始律の注釋、唐の律疏、明律の注釋書などにおいても同様と考えられる。

第二に、印刷技術と法典との關係である。後漢から魏晉へかけての書寫材料としての紙の普及がこの時期の法典編纂の動向と深

く関連していたとすれば、唐代後半から宋代にかけての印刷技術の普及がこの時期の法典編纂の動向に影響を與えたこともありうることである。紙の普及と法典編纂の関連の象徴が新律十八篇がはじめて紙に記録された法典であることだとすれば、宋刑統がはじめて印刷公布された法典であることも印刷技術の普及と法典編纂の関連の象徴であるに違いない。印刷という革新的新技術の應用に對する官僚たちの欲望が、副次法典・特別法典の爆發的な編纂・頒行をうながし、あらゆる行政分野を法で規制しようという執念をかりたてて一因となったのであろう。

第三に、宋が律を編纂しなかった理由である。宋は唐の律・律疏を吸収した宋刑統を基本法典としたが、刑罰は唐律のそれとはほとんど似ても似つかないものとなっていた。しかも、元のようには法典編纂を抛擲していたわけではなく、副次法典・特別法典の編纂には執念とも形容されるほどに力を注いでいた。獨自の宋律を編纂する必要性も、またその能力も充分にあつたはずである。にもかかわらず宋が律を編纂しなかったのは、金よりもさらに強力な唐への回歸願望が唐律を法のあるべき姿として溫存させたからとも考えられるし、また實質的には、唐律の五刑を現實に執行する刑罰に読み替へる折杖法が存在したために精緻に完成した唐律の體系を變更する必要がなくなつたということもある。しかも最大の理由は、宋が唐を受け繼ぐ正統王朝であることを示すために唐律を廢するわけにはいかなかった、ということではないだろうか。司馬光に代表されるように、宋人は王朝の正統性にこだわつた。唐法を廢棄して名目的にせよ獨自の法典を作つた後梁を篡奪王朝として打倒した後唐は、その正統性主張の一環として

唐法を復活した。後周に至るまでの諸王朝も唐律を實質的に繼承した以上、禪讓によつて後周を繼承した宋としてもこの流れに乗らないわけにはいかない。むしろ、獨自の宋律の編纂など、後梁の轍を踏むものとして忌避されなければならないからであつたのではないか。さらに考慮しなければならぬのは、宋の太祖から太宗への皇位繼承の際の不透明さである。太祖が制定した宋刑統を廢して新たな律を編纂することは太宗の皇位篡奪を證據立てるものと評價されるのではないか、という危惧があつたことは容易に想像される。編敕の敕令格式への改編を英斷した神宗にして宋律の編纂を命じることができなかったのは、そのような危惧に胚胎した「祖宗の法」意識が太宗の血統を承けた北宋歴代の皇帝たちに受け繼がれてきたからであらう。この危惧と祖法意識は高宗の正統性への疑問にさらに裏打ちされて南宋でも生き續け、結果として宋律は編纂できずに終わったのではないか。この間の事情には、明の永樂帝がその正統性を誇示するために洪武帝の制度へと回歸した結果として洪武三十年律が明律の決定版となり、これを變えてはならないという祖法意識を生じたのと同様のものがあつたのであろう。

第四に、前近代中國刑罰史の時代區分と刑罰の中心的性格の理解である。本書は刑罰については明確な時代區分を設定していないが、追放刑と強制勞働刑の對比から、太古から春秋時代までを追放刑の時代、戰國時代から前漢初期までを追放刑から強制勞働刑への移行期、前漢文帝の刑制改革から唐代前半までを強制勞働刑の時代と想定していることは明らかである。問題は、徵發勞働が經濟性を失ひ、強制勞働刑が大幅に後退する唐代後半から、近

代的自由刑が導入される清末の法制改革までの時期をどうとらえるかであるが、この時期は第二の追放刑の時代としてよいであろう。宋代の編管から明代の流刑、清代の流刑・充軍に至る刑罰群が追放刑であることは疑いない。しかもそれらは終身的ないし世襲的追放ではなく、恩赦などによる歸還が大筋において豫想されるものであった。宋代の配軍から明代の充軍、清代の發遣に至る刑罰群は、たしかに強制労働を伴う。しかしその中心的性格は唐代の流刑と同じく追放であり、それに附される強制労働の期間は無期的であるとはいえず、これらにも恩赦などによる歸還の可能性が一定程度留保されていた。明清の徒刑も異境への有期的追放が中心的性格となっていたことは、それが經濟的環境の變化につれて編管同様の刑罰に脱化してしまうことから明らかである。さらに、宋代の廂軍の兵士、明代の軍戸・竈戸、清代の驛戸など、受刑者と同様の労働に就く者たちが、一種の終身的ないし世襲的特殊身分とみなしうる存在であったことも、これらの刑罰が追放刑であったことの證左となる。前漢初期までが「歸還不能な追放刑」を中心とする時代であったとすれば、唐代後半から清末に至るまでは「歸還可能な追放刑」を中心とする時代であった。さて、もしもこの時代の刑罰の中心的性格が追放なのだとすると、服役期間中に官奴婢と同等の扱いを受ける唐代の徒刑も、そしてやはり官有の奴婢と同様の役使を受ける前漢の刑制改革以後の強制労働刑も、有期的な特殊身分化という意味での追放の性格を色濃くもっていたことにはならないか。刑制改革後も徒刑や刑餘の者に對して穢れが意識されていたことは、追放刑から強制労働刑への系譜的連續性だけでなく、強制労働刑が追放の性格を根強く

保持していたことをも示しているのではないか。もちろん、刑罰の性格は多義的であり、その本質が正義・應報であることは本書も指摘している。漢代から唐代の強制労働刑・徒刑の受刑者が就いた労働には一般人民も従事していたことを考えれば、追放の側面ばかりを強調することはできない。けれども、宋代の編管のような野放圖な刑罰が刑罰として成り立ちえたこと、清代には徒刑までが追放刑と化してしまうことなどは、前近代中國を通じて刑罰が追放という中心的性格を失わずにいたことの結果であるような氣がしてならない。

最後に、本書から得た印象を記しておきたい。本書は無味乾燥な事實の羅列を避けるために、法典については三つの分析項目、刑罰についても追放刑・強制労働刑という分析概念を導入した。これに加えて本書を理解しやすいものとしているのが、因果關係と個性への着目である。歴史は因果關係の積み重ねであり、また個性の營爲の集合體であることは言を俟たないが、通史的敘述においてはこれらへの關心は薄くなりがちである。本書は意識的にこれらに着目することにより、羅列的記述を注意深く避けていると思われる。たとえば、刑罰制度の變遷の背景に常に社會經濟史的因果を想定していることには、唯物史觀の應用をはるかに超えたものが感じられる。宋の編赦が敕令格式へと成長してゆく過程など、歴史的因果の説明がなく、神宗という個性への着目がなければ、讀むに堪えない記述となっていたであろう。そして個性への着目は明の洪武帝に至って極まる。律の部分改正を許容するほどの法典編纂への關與、政治的肅清と大詰との關係、洪武七年律と九年律の間の間律が歴史的記錄から抹殺された過程に關する

記述などは、本書の白眉と言えよう。

本書刊行後、昨夏の東洋法制史研究會の席上で滋賀氏はこう語った。「おもしろいことをしようと目指しているのではない。ただ、丹念に事實を明らかにしてゆくだけなのだ。しかし、事實を明らかにしてゆくこと、とりもなおさずそのことがおもしろいのだ」。本書の「おもしろさ」はまさにここに發している。史料解釋における體系的理解の重要性を強調する附録篇の各章に代表される嚴しさは、丹念に史料を読み込むことなく、豫斷と速斷で組

み上げた主張へと向けられる。そのような主張をなすことは、事實の地道な追究を忘れて「おもしろさ」だけを目指す、研究者としての基本を忘れた態度だからである。法制史研究者であろうと東洋史研究者であろうと研究者としての基本的な姿を失ってはならない、との叱責を本書から受けた思いがする。

二〇〇三年一月 東京 創文社

A五判 六十六三〇+四頁 一〇〇〇〇圓+税